



静岡労働局発表  
平成24年6月26日

〔照会先〕

担 当	静岡労働局 労働基準部 監督課
	監督課長 足立和也
	主任監察監督官 鈴木一明
	電話 054-254-6352

## 平成23年の定期監督等の実施結果について

～63.7%（前年比2.9ポイント増）の事業場で違反  
第3次産業で違反が増加、違反事項別では労働時間の違反が最多～

静岡労働局（局長 麻田 千穂子）は、管下7労働基準監督署における平成23年の定期監督等（※）の実施結果を以下のとおり取りまとめました。

※ 定期監督等とは労働基準法・労働安全衛生法等の関係法令に基づき定期的に又は労働災害発生等を契機として事業場に立ち入り、調査を行い、問題が認められた場合にはその改善を勧告、指導するものです。

### 1 概要

平成23年1月から12月までの1年間に管下7労働基準監督署では、3,281の事業場に対して定期監督等を実施し、そのうち63.7%（対前年比2.9ポイント増）2,090事業場で何らかの法違反が認められました。

### 2 各業種における違反事業場数

違反事業場数を見ると、多い順に①製造業：890事業場（違反率76.9%）、②建設業：477事業場（違反率41.4%）、③商業：287事業場（違反率75.7%）、④運輸交通業：115事業場（違反率82.1%）、⑤接客娯楽業（ホテル、飲食店等）：94事業場（違反率83.9%）となりましたが、第3次産業では、違反率75.4%（対前年比4.3ポイント増）となっています。（表参照）

### 3 監督指導における主要な法違反の状況

#### (1) 労働条件関係

主要な法違反としては、

①労働時間（休憩・休日関係を含む。）

757事業場（違反率23.1%）

②割増賃金（時間外・休日・深夜労働、などに対する割増賃金）

577事業場（違反率17.6%）

③労働条件明示（雇入れ時の労働条件通知書の交付）

414事業場（違反率12.6%）

④就業規則（作成、変更、届出）

384件（違反率11.7%）

などとなっています。

もっとも違反が多かった労働時間について、産業別にみると、第3次産業では、36.0%（338事業場）となっており、第2次産業の18.1%（419事業場）と比べ高くなっています。（表参照）

#### (2) 安全衛生関係

主要な法違反としては、

○安全基準（巻き込まれのおそれがある箇所にカバーを設けるなどの措置が行われていない。） 565事業場（違反率 17.2%）

○健康診断（一般健康診断、有機溶剤等の有害物質に係る健康診断など）が行われていない。 528事業場（違反率 16.1%）

○定期自主検査（プレス機械、フォークリフトなどの機械設備等に対する定期自主検査を行っていない。） 276事業場（違反率8.4%）

などとなっています。（表参照）

また、機械設備等に係る労働安全衛生法違反のうち、労働災害の危険が特にあることから早急に改善が求められるものに対して措置する使用停止等命令の行政処分は154件となっており、前年の133件から21件増加（対前年比15.8ポイント増）しています。（表参照）

### 4 今後の方針

定期監督等の結果、全体の6割を超える事業場で労働条件や職場の安全衛生に関する違反が認められました。静岡労働局では、今後も積極的に定期監督等を実施することとしており、その結果、繰返し違反など重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処することとしています。

### 主な法違反の内容(平成23年1月～12月)

	年	定期監督等 実施件数	違反率 (%)	労働基準法違反				労働安全衛生法違反							
				労働 条件 明示	労 働 時 間 ( <small>休憩・休日含む</small> )	割 増 賃 金	就 業 規 則	作 業 主 任 者	安 全 基 準	衛 生 基 準	定 期 自 主 検 査	安 全 衛 生 教 育	就 業 制 限	作 業 環 境 測 定	健 康 診 断
第2次産業	23	2,317	59.3	9.5	18.1	12.5	8.3	7.0	22.7	5.2	10.7	2.5	1.8	3.3	12.0
	22	2,659	56.8	8.2	16.0	8.3	8.5	6.7	20.7	4.7	9.1	2.3	1.5	3.0	7.8
製造業	23	1,157	76.9	17.0	32.7	22.3	14.6	11.9	24.5	9.5	19.3	4.9	3.3	6.5	22.4
	22	1,226	77.4	15.7	31.8	20.5	16.6	10.8	22.3	8.8	19.0	4.5	2.8	6.1	16.0
鉱業 (主に採石業)	23	9	88.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1
	22	14	78.6	0.0	0.0	0.0	7.2	0.0	50.0	0.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	23	1,151	41.4	2.3	3.6	2.7	2.0	2.1	21.0	0.9	2.1	0.2	0.4	0.1	1.7
	22	1,419	38.8	1.8	2.5	2.2	1.6	3.2	19.1	1.3	1.2	0.4	0.5	0.3	0.8
第3次産業	23	939	75.4	20.2	36.0	30.7	20.2	0.7	3.7	0.6	2.9	0.1	0.6	0.4	26.3
	22	1,017	71.1	18.7	34.3	16.9	18.3	0.2	3.2	0.5	3.6	0.4	0.5	0.2	19.9
商業	23	379	75.7	19.3	34.3	28.9	18.7	0.3	4.0	0.5	2.9	0.0	0.5	0.3	29.8
	22	409	71.1	22.0	34.5	31.8	17.1	0.0	2.4	0.2	0.7	0.2	0.2	0.2	24.2
運輸交通業	23	140	82.1	29.3	65.0	34.3	21.4	0.7	6.4	0.0	7.2	0.0	0.7	0.7	26.4
	22	144	79.2	18.8	57.6	22.9	26.4	0.0	4.9	0.0	8.3	1.4	2.1	0.0	16.7
教育研究	23	30	76.7	13.3	40.0	36.7	23.3	3.3	0.0	3.3	3.3	0.0	0.0	0.0	3.3
	22	26	53.8	3.9	23.1	11.6	11.6	0.0	7.7	7.7	3.9	0.0	0.0	3.9	3.9
保健衛生業	23	73	75.3	17.8	32.9	34.3	26.0	0.0	0.0	2.8	0.0	0.0	0.0	1.4	23.3
	22	81	82.7	17.3	38.3	42.0	22.2	1.2	0.0	2.5	0.0	0.0	0.0	0.0	19.8
接客娯楽業	23	112	83.9	25.0	39.3	45.6	25.9	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	32.2
	22	91	81.3	22.0	27.5	46.2	19.8	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.9
清掃業	23	25	84.0	20.0	36.0	28.0	12.0	8.0	28.0	4.0	16.0	4.0	8.0	4.0	24.0
	22	33	63.6	24.3	18.2	12.1	18.2	0.0	21.2	0.0	15.2	0.0	0.0	0.0	18.2
全業種	23	3,281	63.7	12.6	23.1	17.6	11.7	5.2	17.2	3.9	8.4	1.8	1.5	2.5	16.1
	22	3,701	60.8	11.1	21.0	15.6	11.4	4.9	16.0	3.5	7.6	1.8	1.3	2.2	11.2

(注)違反事業場数を監督実施事業場数で除し、割合を%で示したものである。